

# 昭和三十三年法律第七十九号

## 下水道法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一編 流域別下水道整備総合計画（第二条の二）
第二章 公共下水道	第二編 公共下水道の管理等（第三条—第二十五条）
第一節 公共下水道の管理等（第三条—第二十五条）	第二節 浸水被害対策区域における特別の措置（第二十五条の二—第二十五条の二十一）
第二章の二 流域下水道（第二十五条の二十二—第二十五条の三十）	第三章 都市下水路（第二十六条—第三十一条）
第四章 雜則（第三十三条の二—第四十三条）	第五章 罰則（第四十四条—第五十一条）
附則	附則
第一章 総則	（この法律の目的）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するため設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は

又は下水道、終末処理場を有するもの又は

流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排出すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

主として市街地における雨水のみを排出するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。

流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するため地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域内における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの。

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他公共の水域又は海域に放流するため他の公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域内における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの。

ハ 都市下水路 主として市街地における下水道を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上なものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備のものであつて、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 处理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

九 浸水被害 排水区域において一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設から雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第一章の二 流域別下水道整備総合計画

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならぬ。

第三章の二 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備のものであつて、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 处理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項を勘案して定めなければならない。

九 浸水被害 排水区域において一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設から雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第一章の二 流域別下水道整備総合計画

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならぬ。

第三章の二 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備のものであつて、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 处理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項を勘案して定めなければならない。

九 浸水被害 排水区域において一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設から雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

都道府県は、第一項の水質環境基準が改定された場合、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合その他の場合において流域別下水道整備総合計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該流域別下水道整備総合計画を変更しなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

## 第二章 公共下水道

### 第一节 公共下水道の管理等

**(管理)**

**第三条** 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

前項の規定にかかるらず、都道府県は、二以上の中市町村が受益し、かつ、関係市町村のみで設置することが困難であると認められる場合には、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

**(事業計画の策定)**

**第四条** 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

**3** 国土交通大臣は、前項の規定による協議（第二条第三号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならぬ。

第二項の規定にかかるらず、都道府県における、当該公共下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

第一節 公共下水道の管理等

5 國土交通大臣は、前項の規定による届出（雨水公共下水道に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力

三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。）

六 工事の着手及び完成の予定期日

3 (昭和二十四年法律第二百九十三号) 第十四条の規定による雨水出水浸水想定の適用については、同項中「定めることができない」とあるのは、「定めなければならない」とする。

4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降雨量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められること。

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。

三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

四 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

五 流域下水道に接続する公共下水道（以下「流域関連公共下水道」という。）に係るものにあつては、流域下水道の事業計画に適合していること。

六 当該地域に關し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

七 当該地域に關し都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第一章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がなされている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

3 前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

**第七条の三** 公共下水道の維持又は修繕  
良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないよう努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならぬ。

(放流水の水質の基準)

**第八条** 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「公共下水道からの放流水」という。)の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(供用開始の公示等)

**第九条** 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他の国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に適用する。この場合において、同項「供用を開始すべき年月日」とあるのは、「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは、「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

**第十条** 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設









されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設備計画について計画の認定を受けたときに、第十六条の規定による承認があつたもののみなす。

#### (日本下水道事業団法の特例)

**第二十五条の十七** 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

#### (報告の徴収)

**第二十五条の十八** 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。(地位の承継)

#### 第二十五条の十九

認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。(改善命令)

#### 第二十五条の二十

公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(計画の認定の取消し)

#### 第二十五条の二十一

公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

#### 第二十五条の二十二

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

#### 第二章の二 流域下水道

##### (管理)

**第二十五条の二十二** 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

#### 第二十五条の二十三

流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行ふこととする。

#### (事業計画の策定)

#### 第二十五条の二十三

前項の規定により流域下水道を管理する者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣(市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものについては、都道府県知事)に協議しなければならない。

#### (事業計画の要件)

#### 第二十五条の二十五

第二十五条の二十三第一項の事業計画においては、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

#### (第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他の記載に關する事項)

#### 第二十五条の二十七

第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他の記載に關する事項は、国土交通省令で定める。

#### (事業計画の要件)

#### 第二十五条の二十九

前項の規定にかかわらず、都道府県である

#### (原因調査の要請等)

#### 第二十五条の二十八

流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

#### (使用制限)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道管理者は、流域下水道から流域下水道に流入する下水

が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の三十において準用する第八条の技術上の基準に適合さざる第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

#### (原因調査の要請等)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道の施設の機能を妨害するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放

流水の水質を第二十五条の三十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

#### (原因調査の要請等)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めると

は、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十一第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

#### (他の施設等の設置の制限)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下

道の施設にかかる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

#### (他の施設等の設置の制限)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下

道の施設にかかる施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けると

#### (他の施設等の設置の制限)

#### 第二十五条の二十九

流域下水道が接続するとき。

第三項第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすそのないものとして政令で定

末処理場により下水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日その他国土交通省令で定める事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。



前項の規定による損失の補賞についへては、公

共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に

支拂わなければならない。この場合において当該金額について不服がある者は、政令で定めるとところにより、補償金額の支払を受けた日から二十六日以内に収用委員会に土地收回用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十四条の規定による裁決（第百四十九条）

はする。表況を申請することができる。  
**(許可又は承認の条件)**

2 には、条件を附することができる。

第三十四回　國は、公生下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助

**第三十四条** 国は公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定める

ところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

**第三十五条** 国は、公共下水道又は流域下水道の  
設置又は改築を行なう地方公共団体に對し、二  
(通)

（国有地の無償貸付等）

**第三十六条** 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律

第七十三号) 第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者、流域下

水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

**第三十七条** 国土交通大臣又は環境大臣の指示（国土交通大臣又は環境大臣の指示）に係るものにあつては、都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため堅

めるときは、公共下水管

二 この法律の規定による許可又は承認に付し  
又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定  
に違反している者

**第三十九条** 國土交通大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徵することができる。

2 現場大臣(政令で定める場合にあっては、都道府県知事)は、終末処理場の維持管理に関する法律を施行するため必要な維持管理の実施に係る規則を定め得る。

**第三十九条の二** 公共下水道管理者は、流域下水道管理者又は流域下水道管理者が  
ら必要な報告を徴収することができる。又は流域下水道管理者は、流域下水道管理者が

道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継

統して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水

道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその非余する下水の水質に關し必要

官が語るに依る所固く、不質に聞けり。少弐  
な報告を徴することができる。

限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環任することができる。

（国等の特例）  
第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第  
境事務所長に委任することができる。

一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかるらず、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と

あらかじめ協議することをもつて足りる。  
(特別区に関する読替)

の法律の規定（第二十五条の二十一第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあ

2 るのは、「都」と読み替えるものとする。  
前項の規定にかかるらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供す

る下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。





法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、道路整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則（昭和六二年九月二六日法律第九

七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八

九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行手続前に法令に基づき審議会その他の合議機の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかる、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成五年一一月一九日法律第九

二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成八年六月五日法律第五九号）

1 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**  
第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**  
**（施行期日）**  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日  
（下水道法の一部改正に伴う経過措置）  
**第一百三十四条** 施行日前に第四百二十四条の規定による改正前の下水道法（以下この条において「旧下水道法」という。）第二条の二第四項の規定によりされた流域別下水道整備総合計画（第四百二十四条の規定による改正後の下水道法（以下この条において「新下水道法」という。）第二条の二第五項に規定する二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における污水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についてのものに限る。以下この条において同じ。）の承認又はこの法律の施行の際現に旧下水道法第二条の二第四項の規定によりされている流域別下水道整備総合計画の承認の申請は、それぞれ新下水道法第二条の二第五項の規定によりされた流域別下水道整備総合計画の同意又は協議の申出とみなす。  
2 施行日前に旧下水道法第三十七条の規定によりされた命令は、新下水道法第三十七条第一項の規定によりされた指示とみなす。

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもの(ほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定(以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対しらない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務となる。

(手数料に関する経過措置)

**第二百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。(検討)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一一年二月二二日法律第

一六〇号) 抄

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)

(施行期日)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第三百五条、第三百六条、第三百七条、第三百八条、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条、第三百四十四条の規定

(施行期日)

附則

(平成一一年五月三一日法律第九

号) 抄

**第一条** この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年二月八日法律第一

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一五年五月一六日法律第四

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成一五年五月一六日法律第四

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成一五年七月一四日法律第一

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一五年七月一四日法律第一

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一五年七月一四日法律第一

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一五年七月一四日法律第一

号) 抄

**第一条** 第二条の規定、第三条中会社法第十一條第一項の改正規定並びに附則第六條から附則第

十五まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一

条まで及び附則第四十四条から附則第四十八

までの規定 公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日を

附則

(平成一七年四月二七日法律第三

号) 抄

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施

行する。

第二十四条

この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃す

る場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内に

おいて、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(平成一七年六月二二日法律第七

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第二十五条

(流域別下水道整備総合計画に関する経過措置)

この法律の施行の日以後この法律による

改正後の下水道法(以下「新法」という。)第

二条の二第一項の規定に基づき新法第二条の二

第二項第五号の公共の水域又は海域ごとに流域

別下水道整備総合計画が定められるまでの間に

おいては、この法律の施行の際現にこの法律に

よる改正前の下水道法第二条の二第一項の規定

に基づき当該公共の水域又は海域について定め

られている流域別下水道整備総合計画を新法第

二条の二第一項の規定に基づき定められた流域

別下水道整備総合計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

二 略

第六条、第十一條、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二

十六条、第二十九條、第三十二条、第三十三条

(道路法第三十条及び第四十五条の改正規

定に限る。)、第三十五条及び第三十六条の規

定並びに附則第四条、第五条、第六条第二

項、第七条、第十二条、第十四条、第十五

条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三

十条から第三十二条まで、第三十四条、第三

十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三

八条(構造改革特別区域法(平成十四年

法律第八十九号)第三十条第一項及び第二

项の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十

条、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第三十五条の規定の施行前に同条の規

定による改正前の下水道法(以下この条におい

て「旧下水道法」という。)第四条第一項又は

第二十五条の三第一項(同条第四項において準

用する場合を含む。次項において同じ。)の認

可を受けた事業計画は、第三十五条の規定によ

る改正後の下水道法(以下「新下水道法」とい

う。)第四条第二項(同条第六項において準

用する場合を含む。次項において同じ。)の認可

又は第二十五条の三第二項(同条第七項におい

て準用する場合を含む。次項において同じ。)の規

定が適用される事業計画があつては、それぞれ

の規定による協議を行つたものと、

新下水道法第四条第四項(同条第六項において準

用する場合を含む。次項において同じ。)の規

定が適用される事業計画があつては、それぞれ

の規定による届出をしたものとみなす。

第三十五条の規定の施行の際現に旧下水道法

第四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定

によりされている認可の申請は、新下水道法第

四条第二項又は第二十五条の三第二項の規定が

適用される事業計画に係るものにあつては、それ

ぞれの規定によりされた協議の申出と、新下水

道法第四条第四項又は第二十五条の三第五項の

規定が適用される事業計画に係るものにあつては、それ

ぞれの規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施

行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成二三年六月二二日法律第七

号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施

行する。ただし、次条の規定は公布の日から

施行する。ただし、次条の規定は公布の日から

施行する。

附則

(平成二三年八月三〇日法律第一

号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

第一条

この法律は、平成二十四年四月一日から施

行する。ただし、次条の規定は公布の日から

施行する。

八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。)、第三十五条(第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定に限る。)、第五十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三条まで、第十九条から第二十二条まで、第二十七条、及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定を除く。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条、及び第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、

項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）第一百十九条、第一百二十二条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

**第五十二条** 第一百七十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の下水道法第七条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第七条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準と、同法第二十二条第二項の政令で定める技術上の基準とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると、同法第二十八条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二十三年一月一四日法律第二二二号抄）**

(施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六  
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴え提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。

### 附 則 (平成二七年五月一〇日法律第二 (施行期日) 号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規  
定は、公布の日から起算して六月を超えない範  
囲内において政令で定める日から施行する。  
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第三条の規定の施行の際現に同条の規定  
による改正前の下水道法(次項において「第三  
条改正前下水道法」という。)第四条第一項の  
規定により定められている事業計画について  
は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行  
の日から起算して三年を経過する日(その日ま  
でに第三条の規定による改正後の下水道法(次  
項において「新下水道法」という。)第四条第  
六項において準用する同条第一項の規定により  
変更されたときは、その変更された日)までの間  
は、なお従前の例による。

**第二条** 第三条の規定の施行の際現に第三条改正前下  
水道法第二十五条の十一第一項の規定により定  
められている事業計画については、附則第一条  
ただし書に規定する規定の施行の日から起算し  
て三年を経過する日(その日までに新下水道法  
第二十五条の十一第七項において準用する同条  
第一項の規定により変更されたときは、その変  
更された日)までの間は、なお従前の例によ  
(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第六条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

### 附 則 (令和三年五月一〇日法律第三 (施行期日) 号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第  
二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七  
条の三とし、同法第七条の次に一条を加える  
改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改  
正規定(「第七条の一第二項」を「第七条の  
三第二項」に改める部分に限る。)及び同法  
第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条  
規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計  
画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除  
く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の  
規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二  
年法律第六十七号)別表第一河川法(昭  
和三十九年法律第百六十七号)の項第一号の  
改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十  
二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条  
の規定 公布の日から起算して三年を超  
ない範囲内において政令で定める日

三 第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

四 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

第一条の二第十項(同条第十二項において準用  
する場合を含む。)の規定によりされた国土交  
通大臣への届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

### 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八 (施行期日) 号) 抄

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 附則第一項の規定 公布の日

三 第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を目途と  
して、この法律による改正後のそれぞれの法律  
の規定について、その施行の状況等を勘査して  
検討を加え、必要があると認めるときは、その  
結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす  
(検討)

**第三条** 前条に定めるものほか、この法律の施  
行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措  
置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**第四条** 附則(令和四年五月一〇日法律第四四  
(施行期日))

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を経過した日から施行する。ただし、次の各号  
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行  
する。

二 第三条及び第七条から第九条までの規定並  
びに次条及び附則第六条の規定 公布の日  
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

三 第四条 この法律の施行の際現に第十二条の規定  
による改正前の下水道法第二条の二第七項(同  
条第九項において準用する場合を含む。)の規  
定によりされている国土交通大臣への協議の申  
出は、第十二条の規定による改正後の下水道法